

## IMPLEMENTING PROCEDURES

### 運用上の手続\*（仮訳）

※日インド協定附属書3第11節「運用上の手続」に基づくもの。

## 1. 原産地証明書

### 規則1 書類

- (a) 原産地証明書は、Appendix 1 に示す例に従って、国際標準化機構(ISO)指定のA4版サイズの用紙を用いて作成する。原産地証明書は英語で作成するものとし、英語以外の言語で作成した場合は無効とする。
- (b) 原産地証明書には、2007年1月1日版の統一システム（以下「HS」という。）の関税分類番号を六桁で記入するとともに、製品の記載内容については、インボイス及びHSにおける製品の記載内容に関連付けるよう記載すること。
- (c) 原産地証明書は、インドの場合は原本と3枚の写しによって構成され、日本の場合は原本のみとする。
- (d) 原産地証明書が受理されない場合、輸入締約国の税関当局は当該製品の輸入者に対してその理由を通知しなければならない。

### 規則2 申請

原産地証明書の発給申請は、輸出者又は輸出者より権限を与えられた代理人により、輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体に対し、輸出締約国の原産品であることを証明するに足る適切な書類を添付した上で行われる。輸出者又は権限を与えられた代理人の署名は肉筆又は電子的に印刷されたものとする。

### 規則3 発給

- (a) 原則、原産地証明書は、船積時から3日以内に発給されるものとする。
- (b) 原産地証明書が(a)に定める期限までに発給されなかった例外的な場合には、船積後12ヶ月以内に輸出者又は権限を与えられた代理人から申請を受けて、輸出締約国の国内法令に基づき、原産地証明書を遡及して発給することができるものとし、その発給に当たっては、Appendix 2の規定に従って証明書に“ISSUED RETROACTIVELY”と明記しなければならない。このような場合、関税上の特惠待遇を要求する輸入者は、輸入締約国の国内法令に基づき、遡及して発給された原産地証明書を当該輸入締約国の税関当局に提出する。遡及して発給された原産地証明書には、Appendix 2に定める欄に船積日を明記する。

- (c) 原産品の輸入者が輸入の際に原産地証明書を所持していない場合には、当該輸入者は、輸入締約国の国内法令に従い、当該原産品に関税上の特惠待遇が与えられなかった結果として超過して徴収された関税又は提供された担保の払戻し又は解除を輸入締約国の税関当局に申請することができる。ただし、附属書3「運用上の証明手続」第3節の規定に従って発給された原産地証明書及び、必要に応じて、当該原産品の輸入に関するその他の文書を当該税関当局に提出することを条件とする。  
注釈：この(c)の規定にかかわらず、日本国への輸入の場合には、超過して徴収された関税の払戻しは適用しない。
- (d) 権限のある政府当局又は指定団体の代表者の署名は肉筆又は電子的に印刷されたものを使用することができる。
- (e) 各原産地証明書には、輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体から与えられる証明書番号を付していなければならない。同一の証明書番号は別の原産地証明書の発給に当たり再度用いられてはならない。
- (f) 原産地証明書の有効期間が経過する前に、盗まれ、亡失し、又は著しく損傷した場合には、輸出者又は輸出者より権限を与えられた代理人は、権限のある政府当局又は指定団体に対し、当該権限のある政府当局又は指定団体が保有する輸出関係書類に基づいて、新たな証明書番号を付した新たな原産地証明書の発給を要求することができる。この場合、初めに発給された原産地証明書は失効する。新たに発給された証明書には欄8に“CERTIFIED TRUE COPY”との語を明記するものとする。初めに発給された原産地証明書の発給日及び証明書番号は新たに発給された原産地証明書に記載されなければならない。新たに発給された原産地証明書は、初めに発給された原産地証明書の有効期間内に限り有効とする。

#### **規則4 訂正**

- (a) 輸出者又は権限を与えられた代理人は、発給を受けた原産地証明書に不正確な情報が含まれている場合には、原産地証明書の再発給及び初めに発給された証明書の無効を要求すること。
- (b) (a)の規定にかかわらず、輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体は、(a)に定める再発給の要求に対して、又は権限のある政府当局又は指定団体自身の判断により、原産地証明書の誤りの箇所を抹消し必要な変更を加えることにより、原産地証明書を訂正することができる。このような訂正は、権限のある政府当局又は指定団体の署名及び印章を付すことにより承認される。
- (c) 発給された原産地証明書には、(b)に定めるもの以外の抹消、上書及び変更を行ってはならない。

#### **規則5 軽微な誤り**

輸入締約国の税関当局は、わずかな相違又は省略、タイプの誤り又は欄外にはみ出した記載のような軽微な誤りであって、原産地証明書が真正なものであること又は原産地証明書に含まれる情報が正確なものであることに影響を及ぼさないものであるときは、これらの軽微な誤りを認める。

## **規則6 複数のインボイス**

附属書3「運用上の証明手続」第4節1の適用上、輸入締約国の税関当局は、1回の船積みに複数のインボイスが発行され、原産地証明書にこれらインボイスの番号及び発行日が記載されている場合は、これを認める。

## **規則7 第三国にて発行するインボイス**

輸入締約国の税関当局は、インボイスが第三国に所在する自然人又は法人により発行されることをもって、原産地証明書の受理を拒否することができない。

## **規則8 関税上の特惠待遇の対象とならない製品の記載を含む原産地証明書**

原産地証明書に関税上の特惠待遇の対象とならない製品が関税上の特惠待遇の対象となる製品と併記されている場合には、当該原産地証明書は、関税上の特惠待遇の対象となる製品についてのみ有効なものとする。

## **2. 運用及び執行**

### **規則9 管理担当事務局の連絡先**

(a) 輸出締約国の権限のある政府当局の連絡先は次のとおり。

- － インドについては、商工省商務局とし、
- － 日本国については、経済産業省貿易経済協力局貿易管理課原産地証明書室とする。

(b) 輸入締約国の税関当局の連絡先は次のとおり。

- － インドについては、財務省歳入局消費税関税部とし、
- － 日本国については、財務省関税局とする。

(c) 両締約国は、相互に、この運用上の手続の採択の日に、(a)及び(b)に定める連絡先の住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを提供し、並びにこれら情報に変更があった場合には、変更の行われた日から30日以内に通報する。

- (d) 輸出締約国の権限のある政府当局が原産地証明書の発給を行う団体を指定する場合、又はその変更若しくは取消を行う場合には、輸入締約国に対し速やかに通報する。

#### **規則 10 原産地証明書の見本、署名の見本及び印章の図案の交換手続**

両締約国は、この運用上の手続の採択の日に、相互に、原産地証明書の見本、署名の見本及び原産地証明書を発給するために使用する印章の図案、並びにこれらに変更があった場合には通報する。

#### **規則 11 連絡**

- (a) 附属書 3 「運用上の証明手続」第 6 節から第 8 節までの規定の適用上、輸出締約国の権限のある政府当局と輸入締約国の税関当局との間の連絡は、在日インド大使館又は在インド日本国大使館を経由して行う。この連絡は受領の確認を伴う方法で行う。
- (b) 輸出締約国の権限のある政府当局と輸入締約国の税関当局との間で直接連絡する場合は、(a)に定める連絡方法と併せて F A X 又は電子メールにより行うことができる。
- (c) 附属書 3 「運用上の証明手続」第 6 節 2 並びに第 7 節 4 に従って回答を行う期間は、(a)に定める要請の受領を確認した日を起算日とする。
- (d) (a)から(c)の規定にかかわらず、日本で発給された原産地証明書の真正性を確認するため、インドの税関当局は日本の経済産業省が提供する EPA CO レファレンスシステムにアクセスすることができる。

#### **規則 12 輸送中又は一時蔵置される産品**

この協定の効力の発生の日において、輸出国から輸入国に輸送中又は輸入国の保税地域に一時蔵置されている原産品に対する関税上の特惠待遇については、遡及して発給された原産地証明書を輸入締約国の税関当局に対して、当該輸入締約国の国内法令に従って提出することを条件に与えられる。

#### **規則 13 附属書 3 「運用上の証明手続」第 2 節 4 において税関当局より要求される書類**

協定第 3 4 条に定められた積送基準を満たすことを確認するため、以下のような場合においては、税関当局は附属書 3 「運用上の証明手続」第 2 節 3 (a)に定める通し船荷証券の写しに加え、第 2 節 3 (b)に定める書類の提出を輸入者に要求することができる。

- (a) コンテナが開封されている場合
- (b) コンテナのシール番号が変わっている場合
- (c) コンテナ番号が変わっている場合

(d) 梱包が開封されている場合

**Appendix 1 原産地証明書の様式**

**Appendix 2 原産地証明書の記載要領**